

∖地域で守ろう!子どもの笑顔/

11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待相談件数は増加の一途をたどっており、町への虐待相談も年々増加傾向にあります。 地域で虐待に気づき、子どもの笑顔を守りましょう。

○児童虐待ってどのようなこと?

「虐待」とは親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもの安全が守られていない状態であれば「虐待」になる可能性があります。

~虐待の4種類~

〈身体的虐待〉

- ・殴る、蹴るなどの暴力・戸外に閉め出す
- やけどを負わせる
- ・乳児を強く揺さぶるなど

〈ネグレクト〉(養育の放棄・怠慢)

- ・食事を与えない ・学校に行かせない
- ・不潔な環境で生活させる
- ・病気やけが、虫歯の治療をしない
- ・子どもを残し外出する など

〈性的虐待〉

- ・性行為を強要する ・性器や性交を見せる
- ポルノビデオを見せる
- ・ポルノ写真の被写体にする など

〈心理的虐待〉

- ・無視する ・拒否的態度をとる
- ・夫婦間の暴力(DV)を見せる
- ・ほかの兄弟と差別する
- ・言葉による脅かし、暴言 など

周囲にこのような親子はいませんか? ~虐待に気づくために~

【子ども】

- ちょっとしたことでひどく怯える
- ・大人の顔色を過度にうかがう
- ・表情が乏しい
- ・感情のコントロールができず、急に爆発する
- ・泣き声が聞こえる
- ・病気ではないのに低身長、低体重である
- ・不自然な外傷(傷、あざなど)がある
- ・給食をむさぼるように食べる
- ・身体を触れられたり、着替えを嫌がる など

【保護者】

- ・子どもの養育に関して拒否的 ・無関心
- ・家庭内が不衛生
- ・叱る声や怒鳴り声が聞こえる
- ・近所や地域で孤立している様子がある
- ・子どもの外傷や状況について説明できない、 つじつまが合わない など
- ※地域で気になったことがあったとき、子育てで 困ったときには連絡・相談を!
- ※通報者の情報を知られることはありません。
- 問◆こども教育課 圖(57)4138(野木町子ども家庭総合支援拠点)
 - ◆県南児童相談所 0282(24)6121 ◆児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)

人権講演会「ヤングケアラーについて考え てみませんか?」

- ■11月27日(月)開場13時15分開演13時30分
- 所役場新館2階大会議室
- 【講師】柴田 直也 氏(社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会 相談支援包括化推進員)
- **定**先着100名 事前予約制(無料·手話通訳あり)
- ■11月1日(水)~22日(水)

電話、メール、FAXまたは直接問合せ先

問生活環境課 ■(57)4132

⊠seikatukankyou@town.nogi.lg.jp

12月4日~10日「人権週間」です ~人権週間特設相談~

特設人権相談所を開設します。様々な人権問題について人権擁護委員が相談をお受けします。

- ■12月1日(金)9時~12時(受付は11時30分まで)
- **励**ひまわり館多目的室 2